

# スポーツ団体ガバナンスコード ＜中央競技団体向け＞(案)の概要

令和元年6月10日

## これまでの主な経緯

---

### 3月25日 スポーツ審議会総会

- ・スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉(案)の検討状況について中間報告

### 4月22日 スポーツ・インテグリティ部会(第5回)

- ・スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉(案)の審議
- ・理事の在任期間の制限について

### 4月25日～5月13日 パブリックコメントの実施

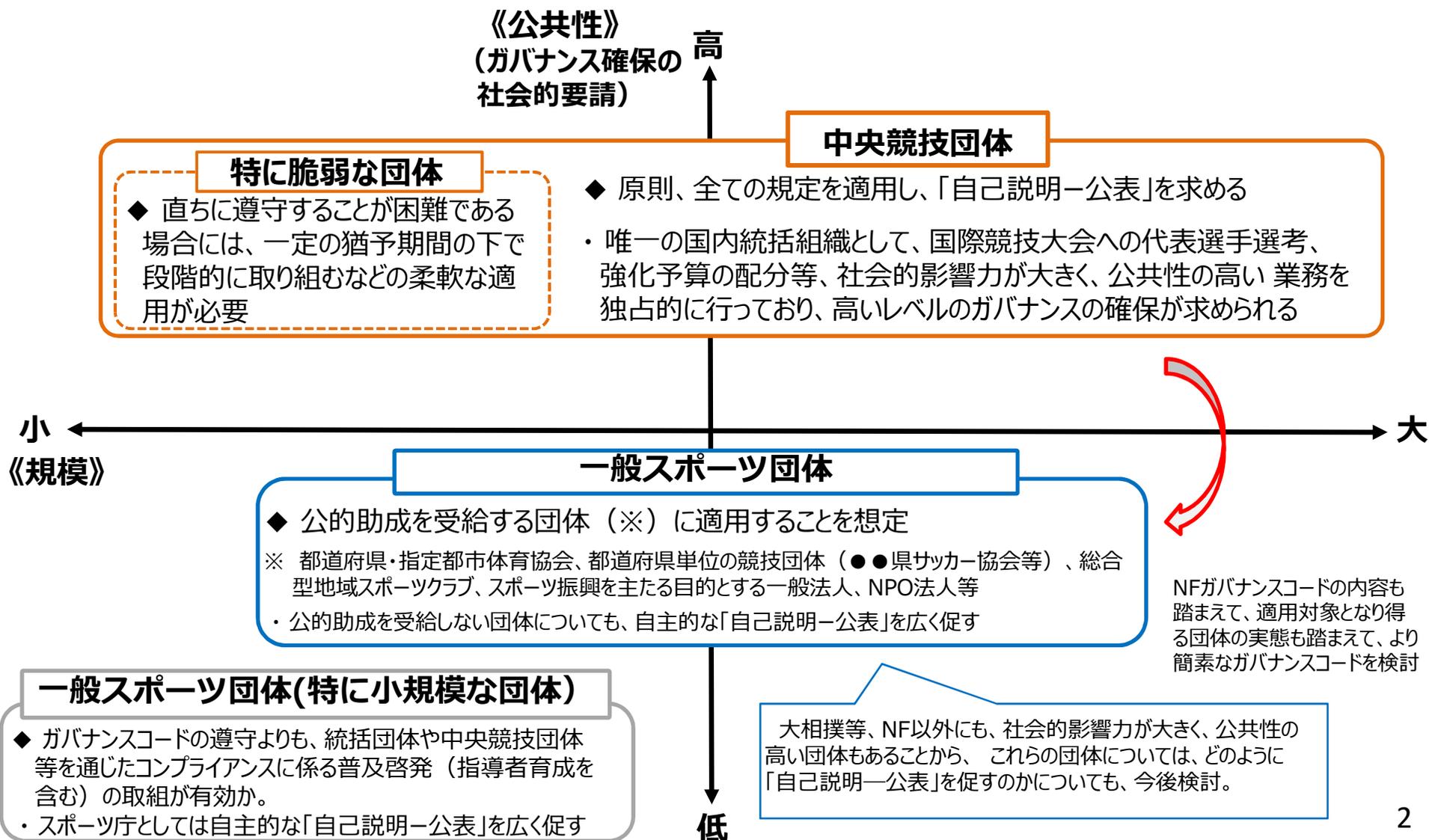
### 5月29日 スポーツ・インテグリティ部会(第6回)

- ・スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉(案)の取りまとめ
- ・スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉に係る議論の開始

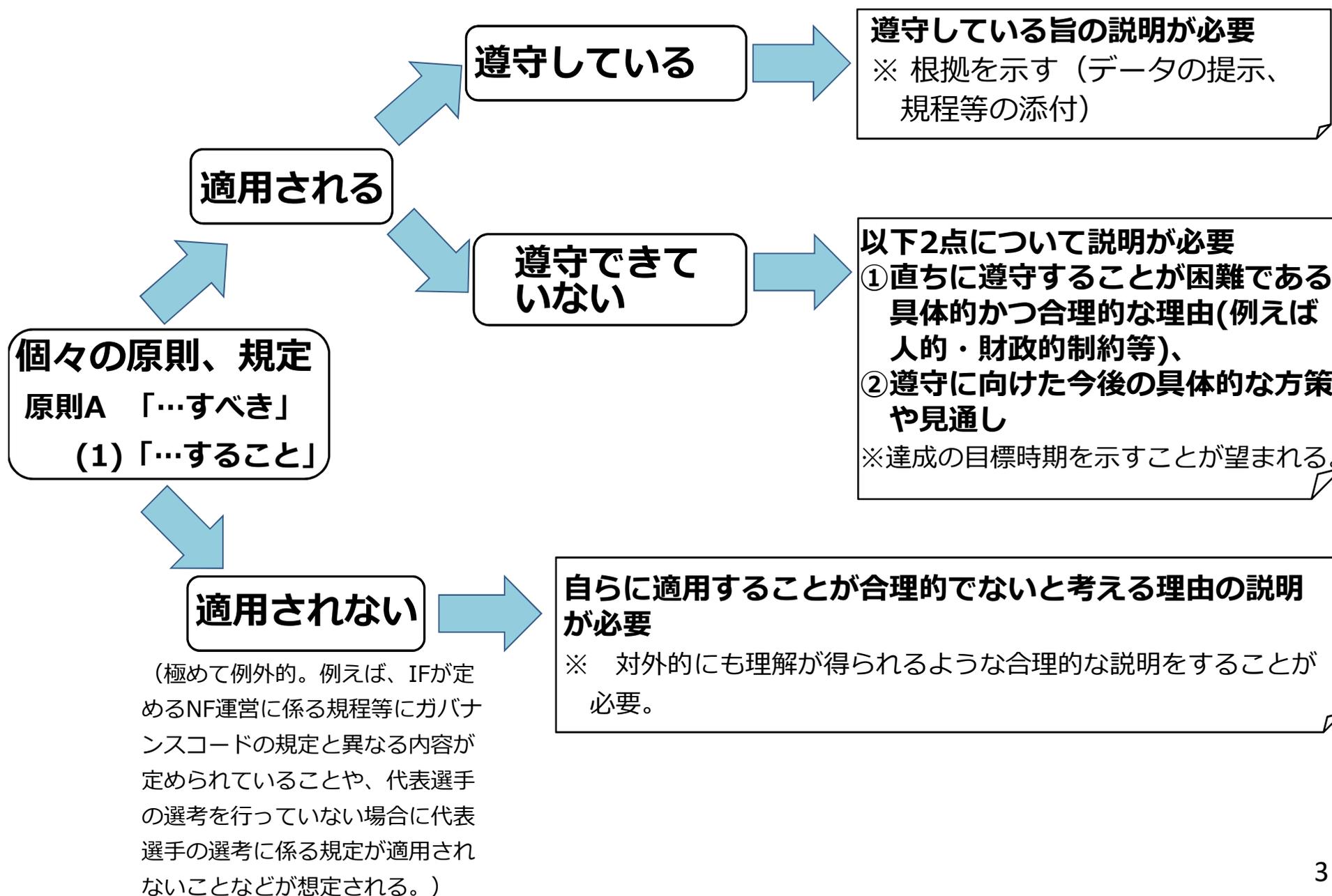
### 6月10日 スポーツ審議会総会

# ガバナンスコードの検討手順とスポーツ団体の類型に応じた柔軟な適用について

- 2層構造のコードを策定している英国の例も参考に、中央競技団体向けの詳細なコード、その他のスポーツ団体向けの簡素なコードについて検討することとしている。
- 公共性が高く、ガバナンス確保が急務である中央競技団体を対象とするコードについて、先行して検討中。



# スポーツ団体ガバナンスコードに基づく自己説明の在り方



# スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉(案)について

## 【全体の構成】

### 第1章 中央競技団体（NF）における適正なガバナンスの確保について

#### 1. なぜNFにおけるガバナンスの確保が求められるのか

○スポーツ基本法やNFの特徴等を踏まえて、ガバナンスの確保が求められる背景等について記載

#### 2. NFのガバナンス確保に向けた新たな仕組みについて

○ 「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の位置付け、統括団体によるガバナンスコードへの適合性審査の実施等、NFのガバナンス確保に向けた新たな仕組みについて記載

#### 3. ガバナンスコードの役割と自己説明の在り方について

### 第2章 スポーツ団体ガバナンスコードの規定及び解説

13の原則について、「求められる理由」、「補足説明」（規定ごとに用語の定義や実際に取り組む上で参考となる補足説明）を記載

### 第3章 セルフチェックリスト

○ 規定ごとに、「…しているか。」といった形で、NFが遵守状況をセルフチェックできる内容を記載

## 【ガバナンスコードの各規定】

### 原則1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

- (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること
- (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること
- (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

## 原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

### (1) 組織の役員等の構成における多様性の確保を図ること

- ① 外部理事(※1)の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、

全体平均12.6%、外部理事0人は52.3%

JSP0・JOC加盟 13.1%  
JPC加盟 23.9%

その達成に向けた具体的な方策を講じること

- ② 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること

- ③ アスリート委員会(※2)を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること

JSP0・JOC加盟 21.3人  
JPC加盟 9.2人

### (2) 理事会を適切な規模とし、実効性の確保を図ること

### (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること

- ① 理事の就任時の年齢に制限を設けること

- ② 理事の在任期間が原則として10年を超えないよう再任回数の上限を設けること

10年以上在任する理事の割合  
JSP0・JOC加盟 19.5%  
JPC加盟 11.2%

### (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること

※1 外部理事とは、**最初の就任時点**で、以下ア)～ウ)の**いずれにも該当しない者**のことを指す。

#### ア) 当該団体と下記の緊密な関係がある者

- ・ NFの役職員又は評議員であった
- ・ NFと加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者である
- ・ NFの役員又は幹部職員の親族(4親等以内)である

#### イ) 当該競技における我が国の代表選手として国際大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

#### ウ) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、当該競技の指導者として特に高い指導実績を有している者

※2 アスリート委員会とは、現役選手又は選手経験者で構成され、競技環境の整備等を始めとしたNFの業務について選手の意見をくみ上げ、組織運営に反映させるための会議体をいう。

## 原則2(3)②に係る激変緩和措置について

### <趣旨及び内容>

- 現在、組織運営の中核を担う理事の在任期間が既に10年を超えるNFも一部存在しており、東京2020大会（冬季競技は2022北京大会）等を控える中、これらの理事の全てがガバナンスコードへの遵守のために退任することとなった場合、組織運営に混乱をもたらすおそれがある。
- このため、統括団体による各NFに対する1回目の適合性審査（令和2(2020)年度～令和5(2023)年度を想定）に限っては、NFが理事の再任回数の制限について直ちに実施することが困難であると判断する場合、以下の2点について適切な自己説明を行えば足りることとする。
  - ① 理事就任時の年齢制限を含めて新陳代謝を図るための計画を策定し、組織として合意形成を行っていること
  - ② 組織運営及び業務執行上、10年を超えて引き続き在任することが特に必要である理事について、役員候補者選考委員会等において実績等を適切に評価していること

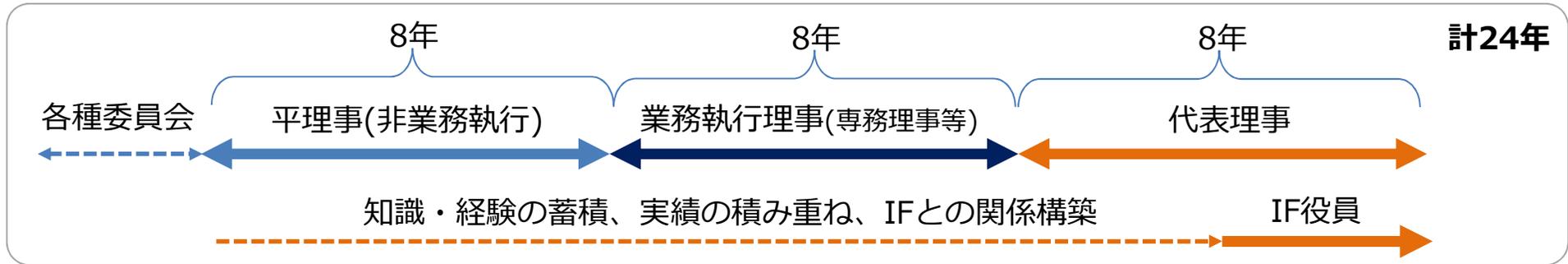
## 原則2(3)②に係る補足説明（抜粋）

- ②の「原則として10年を超えて在任することがないよう」とは、連続して10年を超えて在任しないことを指す。最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間（例えば4年間）を合わせて定めることが考えられる。
- 理事の在任期間が10年に達する場合であっても、**以下のア) 又はイ) のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）することが考えられる。**
  - ア) **当該理事がIFの役職者である場合**
  - イ) **当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価（※）に基づき、理事として選任された場合**
    - ※ 外部理事や外部評議員等により構成される役員候補者選考員会で行うかなど、客観的な視点を確保した上で、当該理事の実績、特別な事情の有無等について評価を行うことが求められる。
- 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、NF運営に必要となる知見を高める機会を設けることなどにより、将来のNF運営の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。

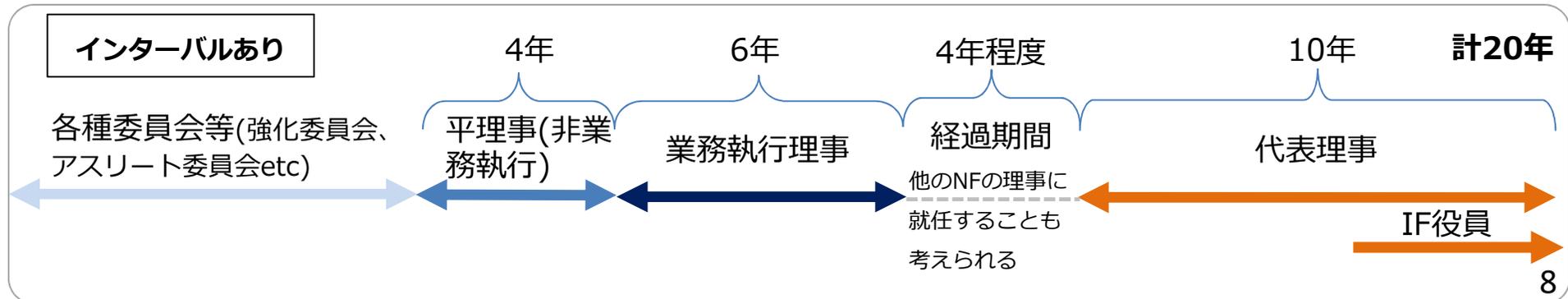
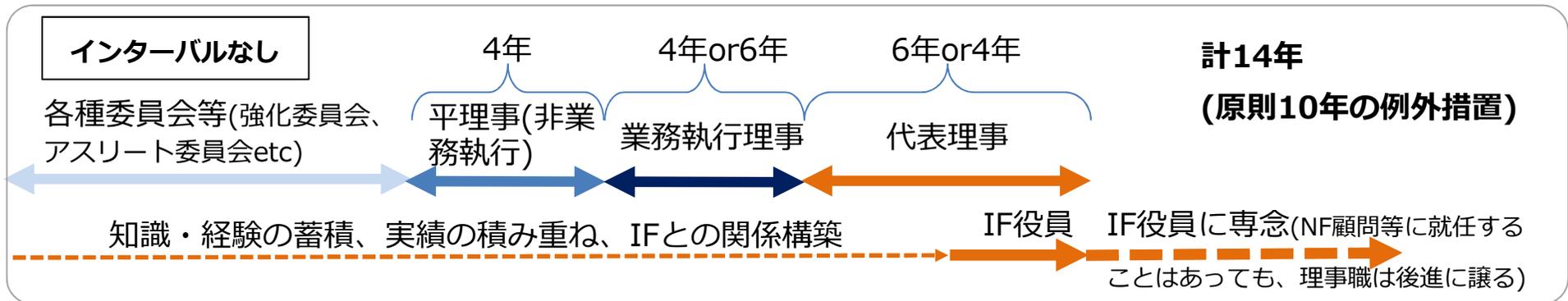
# (参考) 中央競技団体における理事のキャリアパスについて (イメージ)

平成31年4月22日  
第5回スポーツ・  
インテグリティ部会  
配付資料

## <従来のステップアップのイメージ>



## <今後のステップアップのイメージ>

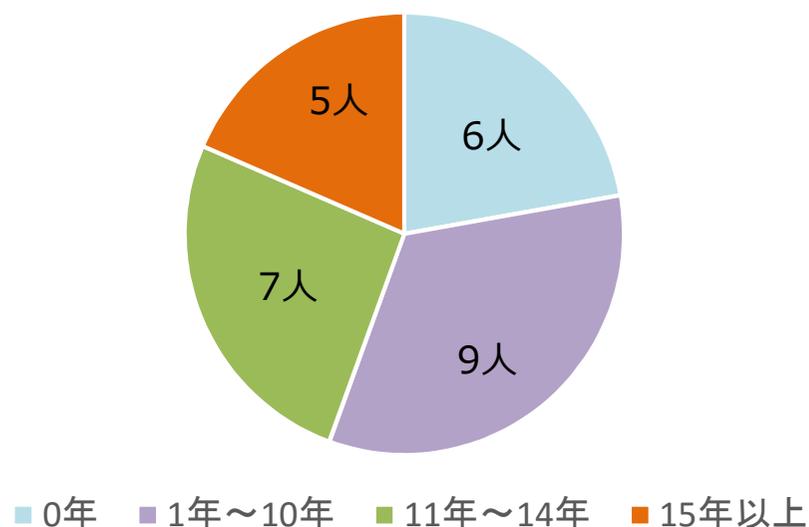


## (参考) 日本人IF役員の実験に関する調査結果

平成31年4月22日  
第5回スポーツ・  
インテグリティ部会  
配付資料

- 2019年4月1日時点での日本人のIF役員は27人、25団体。
- これらの日本人IF役員について、NF理事としての在任期間及びIF役員としての在任期間をNFから聴き取った結果は以下のとおり。

### 1. IF役員に最初に就任した時点でのNF理事歴



### 2. IF役員に最初に就任した時点でのNF理事歴が長い例

- ・ウェイトリフティング 26年
- ・スキー 18年
- ・サッカー 17年
- ・体操 16年
- ・ハンドボール 16年

### 3. IF役員に最初に就任した時点でのNF理事歴が無い又は短い例

- ・セーリング、フェンシング、スポーツクライミング、スケート、ホッケー、空手 0年 (NF理事歴無し)
- ・ゴルフ、ラグビー 1年
- ・バスケットボール 2年

※ なお、IF副会長を務めるNF理事から個別にヒアリングを行ったところ、以下のような意見があった。

- ・ IF役員ポストの獲得には、NFのバックアップ、戦略的な取組が必要である。
- ・ IF役員ポストの獲得に向けて実績を積み上げ、また、IF役員就任後に更なる上位職を目指す上では、オールジャパンで支える必要があり、NFの理事であることが重要である。

### **原則3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。**

- (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること
- (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること
- (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること
- (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること

### **原則4 コンプライアンス委員会を設置すべきである。**

- (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること
- (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること

※ コンプライアンス委員会の基本的な権限事項としては、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等が考えられる。そのほか、コンプライアンス教育の企画・実施、コンプライアンス違反事案に係る調査、裁定委員会等への処分申請等を権限事項とすることも考えられる。

### **原則5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。**

- (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること

## **原則6 法務、会計等の体制を構築すべきである。**

- (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること
- (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

## **原則7 適切な情報開示を行うべきである。**

- (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと
- (2) 法令に基づく開示以外の情報開示(※)も主体的に行うこと
  - ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること
  - ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること

※ NFは、法人形態の如何を問わず公共性の高い団体であることから、一般法人であるNFも公益法人と類似の性質を有する団体として、公益法人が行政庁に対して提出を求められる書類について、主体的に開示することが望まれる。

(具体的には、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、財産目録、役員等名簿、理事報酬等の支給基準、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿、計算書類等及び事業報告並びにこれらの附属明細書等を想定。)

## **原則8 利益相反を適切に管理すべきである。**

- (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること
- (2) 利益相反ポリシーを作成すること

### **原則9 通報制度を構築すべきである。**

#### (1) 通報制度を設けること

- ① 通報窓口をNF関係者等に周知すること
- ② 通報窓口の担当者に、相談内容に関する守秘義務を課すこと
- ③ 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止すること

#### (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること

### **原則10 懲罰制度を構築すべきである。**

#### (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること

#### (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること

### **原則11 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。**

#### (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定めること

#### (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること

**原則12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。**

- (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること
- (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること
- (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）により構成すること

**原則13 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。**

- (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと
- (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

※ 地方組織等とは、都道府県協会、都道府県連盟といった地方組織、学生連盟や年代別の関係競技団体等のことをいう。

# (参考) 中央競技団体のガバナンス強化のための新たな仕組み

< 「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の第1回会合（平成30年12月20日）において今後の取組事項について合意 >

